

2025年（令和7年）9月4日

関係者各位

株式会社野村興産
代表取締役 曲 超

弁護士法人 芝田総合法律事務所
代表弁護士 芝 田 麻 里

当社に違法な点はないことのご説明

昨今、当社について、当社が違法行為を過去に行ったかのような情報がインターネット等で拡散しております。しかしながら、これらの主張はいずれも憶測、あるいは不正確な事実に基づいた当社に対する誹謗中傷であり、当社として、事実関係を皆様にお伝えしたく、以下のとおりご報告申し上げます。

1 当社の焼却炉の用地取得に当たって当社に違法性はないこと

インターネット等で、当社が高知県土佐市東鴨地に所有する小型焼却炉の敷地となる土地（以下、「本件土地」といいます。）を取得するにあたり当社が違法行為を行ったかのような主張、あるいは、違法行為に加担したかのような主張が行われています。

しかしながら、以下のとおり、当社は一切違法行為を行っておらず、また、違法行為に加担したものではありません。

(1) 土地取得の経緯と農地転用手続きの時期

当社は、本件土地を、令和5年（2023年）7月18日に、有限会社山一産業（以下、「山一産業」といいます。）から取得いたしました。山一産業は、同日、株式会社国際環境技研（以下、「国際環境技研」といいます。）より取得しており、国際環境技研は、令和3年（2021年）9月10日に、前所有者（個人）の方より取得しています。そして、農地転用手続きは、登記簿上で確認できる限り、令和5年4月12日に、国際環境技研が本件土地を所有しているときに行われたものです。

時系列で示すと下記のとおりです。

記

令和3年9月10日 国際環境技研、本件土地所有権取得

令和5年4月12日 農地転用手続き

令和5年7月18日 国際環境技研から山一産業へ本件土地所有権移転
同日 山一産業から当社へ所有権移転

以上

(2) 農地転用手続きに当社は一切関わっていないこと

本件農地転用手続きについては、当社に違法行為があったかのような主張、あるいは、当社が違法行為に関与したかのような主張が行われております。

しかしながら、上記に見るように、本件農地転用手続きは、前々所有者である国際環境技研の際に行われたものです。実際の手続きは山一産業によって行われ、同社については、令和7年7月3日、本件農地転用手続きを違法に行ったとのことで有印私文書偽造等での有罪判決が行われております。

とはいえ、当社は、本件違法な農地転用手続きが行われていたことを知らず、山一産業より本件土地を取得したものです。

当社は、不動産業を営む山一産業に対し、小型焼却炉設置に適した土地があれば購入したい旨の意思は伝えておりました。そして、山一産業より小型焼却炉設置に適した土地がある旨の連絡を受け、山一産業より同土地を取得したものです。不動産業を営む山一産業が土地を取得したうえで当社に販売することは何ら不自然なことはありません。山一産業に農地転用手続きに違法があったことは、後の新聞報道等で知ったものです。

(3) 当社に農地転用手続き及び土地取得に当たって違法性はないこと

以上のとおり、本件土地の農地転用手続き及び当社が本件土地の所有権を取得するにあたって、当社に違法性はありません。

2 当社の焼却炉の設置の手続きに違法性はないこと

また、当社が高知県土佐市東鴨地に所有する小型焼却炉（以下、「本件焼却炉」といいます。）についても焼却炉設置の手続きに対する違法性の指摘が行われておりますが、設置手続きに以下のとおり違法性はありません。

(1) 用地取得に違法性はないこと

前述のとおり、用地取得手続きに違法はなく、また、農地転用手続きに当たり山一産業に違法があったことは当社とはかかわりありません。

(2) 焼却炉設置手続きに違法性はないこと

本件焼却炉についても設置手続きに違法があったかのような下記のような主張が行われております。

記

- ① 県の指導要綱に明記されている「住民の3分の2の同意」が得られていない。
- ② 事業者が住民説明会の際に「既に事業は許可になることが決まっている。」などと虚偽の説明を行った。
- ③ 事業者は、住民説明会当時、すでに焼却炉2基について発注済みであり、建設が完了していたことについて地域住民の間で「話の順番が違う。」と批判されていると主張されている点について。
- ④ 本件焼却炉については本件要綱第17条が定める環境影響調査を行っておらず違法であると主張されている点について。

以上

しかし、以下のとおり、①②は事実に反しており、③④は事実関係や法の理解について誤認に基づく主張であると思われます。

①（住民の3分の2の同意）について

ア「高知県産業廃棄物処理指導要綱」の規定

本件焼却炉は、設置にあたり廃棄物処理法上の許可が不要とされるいわゆる小型焼却炉にあたります（廃棄物処理法施行令第7条第5号【廃油】、8号【廃プラスチック類】）。

もっとも、「高知県産業廃棄物処理指導要綱」（以下、「本件要綱」といいます。）は小型焼却炉についても、「中間処理施設」（第2条第6号）にあたるとしたうえで、中間処理施設の設置にあたっては、「設置しようとする中間処理施設の敷地境界から300メートル以内…に居住する地域住民の世帯主の2／3以上の者又は当該地域の代表者」の同意を必要としています（第6条第2号）。

イ 本件焼却炉について

本件焼却炉については、前述のように、本件要綱に明記されている「住民の3分の2の同意」が得られていないとする旨の主張があります。

しかしながら、本件焼却炉（中間処理施設）の存する敷地境界から300メートル以内に居住実態を有する住民は3名であり、当該3名からはいずれも承諾を受けています。なお、そのうちの2名については、その後、承諾を取り消す旨の通知（以下、「取消通知」といいます。）をいただきました。しかしながら、当社が取消通知をいただいたのは、いずれも下記

のとおり本件要綱の事前協議が終了した令和6年1月18日以降でした。
つまり、事前協議は、承諾が存在することを前提に行われ、県は、令和6
年1月18日、事業者宛てに事前協議完了通知を発出したものです。

記

F様の取消通知	令和6年4月30日到着
S様の取消通知	令和6年6月15日到着

以上

なお、県には、承諾の取消しがあった旨の報告を行っております。

② 事業者が住民説明会の際に「既に事業は許可になることが決まっている。」などと虚偽
の説明を行ったとする主張について

そのような事実はありません。全くの憶測か、事実の誤認にすぎません。

③ 事業者は、住民説明会当時、すでに焼却炉2基について発注済みであり、建設が完
了していたことは、地域住民の間で「話の順番が違う。」と批判されていると主張されてい
る点について

ア 廃棄物処理法及び本件要綱に基づく焼却炉設置と住民説明会の順序

(ア) 当社の焼却炉と法令

当社の焼却炉は、下記の2基です。

- ・ H-2T型（廃プラ類） 処理能力：8kg/h
- ・ H-9T型（廃油等） 処理能力：184kg/h

そして、小型焼却炉は、廃棄物処理法上は、設置許可（法第15条）は
不要であり、届出も不要です。しかしながら、県の指導要綱では設置許可
未満の施設にあっても処分業の用に供する場合（以下、「処分業用」とい
います。）には「中間処理施設」と規定し事前協議を求めています（本件要
綱第7条第1項）。

今回、当社は当初、廃棄物処理法上も本件要綱上も許可が不要であり、
かつ、事前協議手続きの一環として必要とされる周辺住民に対する説明や
同意の取得が不要な自社の廃棄物を処理する施設（以下、「自家用施設」
といいます。）として小型焼却炉を設置し運営することを計画しました。そ
こで、事前協議に先立って、本件焼却炉の建設に着手し、事前協議手続き
中である令和5年12月に建設工事は完了しました。そのような意味で
は、住民説明会前に本件焼却炉が完成していたことは事実です。もっと
も、当社は、自家用施設として焼却炉の設置を開始した後、本件焼却炉を
処分業用として、すなわち、他者から受け入れた廃棄物を業として処分す

るためにも使用したいと考え、処分業用の施設として使用するにあたって必要な手続きである事前協議手続きを開始したため、事前協議に先立って、自家用施設としての本件焼却炉の建設が開始されたものにすぎません。

したがって、事前協議手続きの開始前に建設に着手し、住民説明会前に建設が完了したのは自家用施設としての本件焼却炉であって、事前協議手続きが必要な処分業用のものではないので、本件要綱上問題はありませぬ。ただ、自家用施設としての焼却炉建設の途中で処分業用の手続きを開始し、事前協議手続きが建設工事と前後して開始することとなったため、「事前協議開始前に建設工事に着手し、住民説明会前に工事が完了しているなんておかしい。話の順番が違うのではないか。」とする懸念を一部に生じたものと思われます。

なお、ダイオキシン類特別措置法（以下、「特措法」という。）上、毎時 50kg の焼却炉については届出が必要とされています（特措法施行令別表第1第5号）。

そこで、法令及び本件要綱に基づく、本件焼却炉については2基とも廃棄物処理法上の許可は不要ですが、H-9T型については特措法上届出が必要とされています。また、届出は工事着手の60日前までに行うこととなっています。

本件においても、H-9T型焼却炉について、自家用施設としての本件焼却炉の建設工事着手前の令和5年9月4日に届出が行われ、その後、60日が経過した後の同年12月13日に工事が着工されています。

（イ） 焼却炉の建設と住民説明会

本件要綱上、住民説明会は、中間処理施設の設置に関する事前協議書の策定の前に行うものとされています（本件要綱第3条第2項）。

もっとも、事前協議書の策定は、実際には、行政と協議しながら進めるものであり、住民説明会をいつ行うかなどについても行政と協議をしながら決定するのが実際です。

本件でも、当社は、県と処分業用に使用するための本件焼却炉設置について、令和5年6月頃から協議を始め、県の指導に基づいて、令和5年7月から11月の間に、本件施設予定地の境界線より300メートル以内に居住実態を有する3名の承諾を得ました。その後、令和5年9月4日にH-9Tの設置に係る届出が行われ、令和5年10月10日に事前協議書の提出が行われています。もっとも、自家用焼却炉としての建設工事が業の

処分に本件焼却炉を使用するために必要な事前協議手続きと前後して開始されました。

その後、下記のとおり、令和6年1月～同年3月までの間に計6回の住民説明会が行われました。

記

令和6年1月14日（日） 13：00～ 本件焼却炉建設現場にて

令和6年1月21日（日） 9：00～ 岩戸公会堂にて

令和6年1月28日（日） 11：00～ 本件焼却炉建設現場にて

同上 13：30～ 同上

令和6年2月 4日（日） 18：00～ 中川内公会堂にて

令和6年3月10日（日） 13：30～ 本件焼却炉建設現場にて

以上

(ウ) 本件焼却炉の設置と事前協議手続きに当社に違法はないこと

以上ご説明したとおり、住民説明会当時、すでに本件焼却炉の建設が完了していたことは事実ですが、これは自家用施設として開始された焼却炉の建設工事の着手と完了であるので、住民説明会前に完了したとしても何ら法や本件要綱に触れることはないのです。何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

④ 本件焼却炉が本件要綱第17条が定める環境影響調査を行っておらず違法であると主張されている点について

処分の業のために本件焼却炉を設置する場合、小型焼却炉であっても本件要綱の適用を受けるため、本件要綱第17条により「環境影響調査」が必要になります。もっとも、本件要綱の対象となる焼却炉について処理能力の差はないため、毎時数10tの焼却炉から毎時数kgを処理する焼却炉まで含まれることとなります。しかしながら、毎時数10tを処理する焼却炉と毎時数kgを処理する焼却炉とでは、当然のことながら、周辺環境に対して与える影響も異なり可能性がありますので、これらの焼却炉建設にあたって必要とされる環境影響調査の程度も異なることになります。そして、具体的にどの程度の環境影響調査が必要かは、建設予定の焼却炉と周辺環境を踏まえ、個別具体的に行政の指導によって決せられるのが実態です。

本件焼却炉は、1基は毎時8kg、もう1基は毎時184kgであり、廃棄物処理法上は許可も環境影響調査も要求されないいわゆる小型焼却炉

にあたります。したがって、自ずと本件焼却炉建設に当たって要求される環境影響調査もそれに応じた簡易なものとなるのが合理的です。

実際、行政から行うよう指導されたのは、「別表１（第１７条関係）」に記載された項目の調査に必要な範囲であり、当社はこれに対しては適正に調査を行い、これを踏まえたご説明を住民説明会において行っております。

4 今後も適正処理を心がけること

当社は、法令を遵守し、処理業者こそが環境を守る存在であると考え、日々適正処理を心がけております。地域の住民の皆様にも親しまれる事業者でありたいと願っております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上